

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の13



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第363号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第14号を削り、同条第13号中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 経営力強化資金（金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）から同項第2号の指導又は助言を受けて同号の事業（以下「経営革新等」という。）の計画の策定及び実施を行う中小企業者又は組合が経営革新等のために必要とする資金をいう。）

第4条第1項第1号ただし書中「新規」を「，新規」に改め、「，同条第14号に掲げる資金にあつては現に営む事業を1年以上継続して営んでいる者で、県内に事業所を有するもの又は県内で同事業を営もうとするものであること」を削る。

第6条の表地球温暖化対策資金の項の次に次のように加える。

かごしま産業おこし資金	県が行う食品関連産業振興プロジェクトに係る事業を行う者にあつては、鹿児島県商工労働水産部経営金融課長の証明書
-------------	--

第6条の表緊急経営対策資金の項中「売上額が減少して」を「売上金額が減少し、又は売上総利益の額の売上金額に占める割合（以下「売上総利益率」という。）若しくは営業利益の額の売上金額に占める割合（以下「営業利益率」という。）が低下して」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第42条」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項」に改め、同表セーフティネット対応資金の項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同表東日本大震災緊急対策資金の項を削る。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条の見出しを削り、同条第1項中「第2条第4項第5号」を「第2条第5項第5号」に、「第3条第13号」を「第3条第14号」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第12条とする。

2 前条第 4 項の規定は、前項の規定による報告をしなかつた取扱金融機関について準用する。

第10条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

（報告書の提出等）

第11条 第 3 条第10号に掲げる資金の融資を受けた中小企業者は、3 月に 1 回、取扱金融機関に同号の計画の実施状況を報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の中小企業者に対し、必要に応じて認定経営革新等支援機関と連携を図りながら、経営革新等の計画の策定（既に策定された計画の変更を含む。）に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 取扱金融機関は、保証機関に対し、経営革新等を行う中小企業者の事業年度ごとに、当該中小企業者の経営革新等の計画の実施状況並びに前項の指導及び助言の実施状況を報告するものとする。

4 取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかつた場合において、当該取扱金融機関が代位弁済の請求をするときは、保証機関にその理由を記載した書面を提出するものとする。

別表第 1 新事業チャレンジ資金の項中

<p>(4) 国が行うスタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）の採択を受けた新規事業計画に基づいて事業を営む者</p>	を	<p>(4) 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの</p>	に改め、同表観光かごしまよかところ資金の項の次
<p>(5) 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの</p>		<p>(5) 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業を営む者</p>	
<p>(6) 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業を営む者</p>			

に次のように加える。

経営力強化資金	金融機関及び認定経営革新等	同上	5,000万円	運転5年以内	融資期間が1年以内の	同上	同上	同上	別表第2に定	同上	同上	同上
---------	---------------	----	---------	--------	------------	----	----	----	--------	----	----	----

金	支援機関から中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項第2号の指導又は助言を受けて経営革新等の計画の策定及び実施を行う中小企業者及び組合			(12月以内の据置きを含む。)	融資年1.9%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年2.0%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.1%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.3%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.7%以内				める率			
---	---	--	--	-----------------	--	--	--	--	-----	--	--	--

別表第1 緊急経営対策資金の項中

<p>(2) 最近の経済変動による売上額の減少が次のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関からの支援が確実に見込まれるもの ア 最近3</p>	<p>(2) 最近の経済変動による売上金額の減少又は売上総利益率若しくは営業利益率の低下が次のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関からの支援が確実に見込まれるもの ア 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今</p>
--	--

月間又は  
6 月間の  
売上額が  
前年同期  
の売上額  
に比し 5  
%以上減  
少してお  
り、かつ、  
今後も売  
上額の減  
少が見込  
まれるこ  
と。

イ 最近 3  
月間又は  
6 月間の  
売上額が  
2 年又は  
3 年前の  
同期の売  
上額に比  
し 5 %以  
上減少し、  
かつ、前  
年同期の  
売上額に  
比し減少  
しており、  
かつ、今  
後も売上  
額の減少  
が見込ま  
れること。

を

後も売上  
金額の減  
少が見込  
まれるこ  
と。

イ 最近 3  
月間又は  
6 月間の  
売上金額  
が 2 年前  
又は 3 年  
前の同期  
の売上金  
額に比べ  
て 5 %以  
上減少し  
ており、  
かつ、前  
年同期の  
売上金額  
に比べて  
減少して  
おり、か  
つ、今後  
も売上金  
額の減少  
が見込ま  
れること。

ウ 最近 3  
月間又は  
6 月間の  
売上総利  
益率又は  
営業利益  
率が前年、  
2 年前又  
は 3 年前  
の同期の  
売上総利  
益率又は  
営業利益  
率に比べ  
て低下し  
ており、  
かつ、そ  
の差が 3  
%以上で  
あること。

に改め、同表経営環境激変対応資金の項中「売上

額」を「売上金額」に改め、同表セーフティネット対応資金の項中「第 2 条第 4 項第 1 号か

ら第6号まで」を「第2条第5項第1号から第6号まで」に、「第2条第4項第7号及び第8号」を「第2条第5項第7号及び第8号」に改め、同表備考(1)中「、セーフティネット対応資金、東日本大震災緊急対策資金」を「及びセーフティネット対応資金」に改め、同表備考(2)中「、セーフティネット対応資金及び東日本大震災緊急対策資金」を「及びセーフティネット対応資金」に改める。

別表第2 中小企業振興資金の項及び小規模企業活力応援資金の項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改め、同表小規模企業活力応援資金の項の次に次のように加える。

創業支援 資金（融 資対象が 女性又は 30歳未満 の者（法 人であつ てこれら の者が代 表者であ るものを 含む。）で あるもの に限る。 ）	年 1.26 %	年 1.11 %	年 0.91 %	年 0.71 %	年 0.51 %	年 0.36 %	年 0.16 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.51 %
---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別表第2 創業支援資金の項中「創業支援資金」を「創業支援資金（上記以外）」に改め、同表地球温暖化対策資金の項の次に次のように加える。

かごしま 産業おこ し資金 （融資対 象が県が 行う食品 関連産業 振興プロ ジェクト に係る事 業を行う 者である ものに限 る。）	年 1.26 %	年 1.11 %	年 0.91 %	年 0.71 %	年 0.51 %	年 0.36 %	年 0.16 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.51 %
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別表第2 かごしま産業おこし資金の項中「かごしま産業おこし資金」を「かごしま産業おこし資金（上記以外）」に改め、同表観光かごしまよかところ資金の項の次に次のように加える。

経営力強 化資金 （責任共 有制度の 対象であ る保証が あるもの に限る。）	年 1.43 %	年 1.23 %	年 1.03 %	年 0.83 %	年 0.68 %	年 0.48 %	年 0.28 %	年 0.13 %	年 0.13 %	年 0.83 %
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

経営力強 化資金 (上記以 外)	年 1.68 %	年 1.48 %	年 1.28 %	年 1.03 %	年 0.78 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.18 %	年 1.03 %
---------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別表第 2 備考 1 中「第17条」を「第19条」に改め、同表備考に次のように加える。

3 責任共有制度とは、責任共有制度要綱（平成18年 9 月 28 日付け平成18・09・12中  
 庁第 2 号中小企業庁長官通知）に基づく責任共有制度をいう。

別記第 7 号様式中

「4 国が行うスタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）の採  
 択を受けた新規事業計画に基づいて事業展開を行う。

(1) 実用化研究開発事業 (2) 事業化支援事業  
 (採択年月日： 年 月 日)

5 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受け、その技術等を生か  
 して事業展開を行う。

(選定年月日： 年 月 日)

6 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業展開を行う。

(認定年月日： 年 月 日)

「4 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受け、その技術等を生か  
 して事業展開を行う。

(選定年月日： 年 月 日)

5 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業展開を行う。

(認定年月日： 年 月 日)

「(4) 国が行うスタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）の採  
 択を受けた新規事業計画に基づいて事業展開を行う場合は、事業が採択されたこ  
 との証明書の写し及び新規事業計画書の写し

(5) 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受け、その技術等を生か  
 して事業展開を行う場合は、選定されたことの証明書の写し及び事業内容が分か  
 る書類

(6) 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業展開を行う場合は、  
 知事が認定したことの証明書

「(4) 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受け、その技術等を生か  
 して事業展開を行う場合は、選定されたことの証明書の写し及び事業内容が分か  
 る書類

(5) 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業展開を行う場合は、  
 知事が認定したことの証明書

める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式 (第6条, 第7条関係)

## 緊急経営対策資金 (経済変動関連) 融資対象該当申告書

年 月 日

(商工団体の長) 殿

申告者 住所  
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

## 記

## 1 売上金額の減少要件 ((1)又は(2)のいずれかに該当していること。)

## (1) 前年との比較

申込時点における最近 (3月間・6月間)の売上金額 A	前年同期の売上金額 B	減少率 C [ (B - A) / B × 100 ]
円	円	%

判定 C \_\_\_\_\_ %  $\geq$  5 %

## (2) 2年前又は3年前との比較

申込時点における最近 (3月間・6月間)の売上金額 D	(2年前・3年前)の同期の売上金額 E	減少率 F [ (E - D) / E × 100 ]
円	円	%

前年同期の売上金額 G	減少額 H [ G - D ]
円	円

判定 C \_\_\_\_\_ %  $\geq$  5 % かつ H \_\_\_\_\_ 円 > 0

## 2 売上総利益率又は営業利益率の低下要件

前年, 2年前又は3年前との比較

申込時点における最近 (3月間・6月間)の (売上総・営業)利益率 A	(前年・2年前・3年前) の同期の(売上総・営業) 利益率 B	差 C [ B - A ]
%	%	%

判定 C \_\_\_\_\_ %  $\geq$  3 %

3 （売上金額の減少・売上総利益率の低下・営業利益率の低下）の理由（いずれかを○で囲んでください。）

-----  
-----  
-----

4 支援先金融機関名 \_\_\_\_\_

注1 1及び2についてはいずれかに記載し、表中の（ ）については該当するものを○で囲んでください。

2 売上総利益率（%）＝売上総利益の額÷売上金額×100，  
営業利益率（%）＝営業利益の額÷売上金額×100

商工団体確認欄

上記について、相違ないことを決算書等で確認しました。		
職	氏名	印



（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正）

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成22年鹿児島県告示第 376号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が平成26年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に第 1 条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。